

様式第2号その1（第6条関係）

工事点数算出表

該当する番号に○を記入し、数量及び工事点を記入してください。

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別表第1	1-1	住宅内に防災ベッドを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	居室部分を補強する工事	10点/箇所	箇所	点
	注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。				
別表第2	2-1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
	2-2	外部に面する住宅の開口部に別表第6(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	2-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第6(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	2-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
別表第3	3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(1)	浴室の床面積を増加させる工事（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	3-3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4(1)	便所の床面積を増加させる工事（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	3-4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-5(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付けるもの（注）	2点/m	m	点
	3-5(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	3-6(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-6(2)	3-6(1)以外の部分の段差を解消するもの（注）	5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² 箇所	点
	3-7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点
	3-7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点
	3-7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ウ	4-7(3)ア、4-7(3)イ以外の出入口の戸の開閉を容易にする工事	2点/箇所	箇所	点
	3-8	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事（注）	1点/m ²	m ²	点
3-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	

様式第2号その1 (続き)

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別 表 第 4	4-1(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定する金具を設置する工事	2.5点/箇所	箇所	点
	4-1(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事(羽根付金具形状のものを設置する場合を除く) (注)	累計5m未満は5点、累計5m以上は10点	5m未満	点
				5m以上	点
	4-1(3)	固定式ハンゴを設置し、又は取り替える工事	5点/1階分	階分	点
	4-2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点
	4-2(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	4-2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
4-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
別 表 第 5		住宅に県産木材(「やまがた県産材集材」を含む)を使用した工事(注)	2.5点/0.1m ³	m ³	点

合計	点
----	---

記入の際の注意事項

- ① (注) …この記号がついている工事内容のうち、指定されたm、m²又はm³単位で基準点を算出する場合は、施工箇所の長さ、面積又は体積の指定された単位未満を切り捨ててから計算するようにしてください。

例：「3-6(1) 浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事」を1.4m²行った場合

○正…1.4m²→1.0m²×10点/m²=10点 ×誤…1.4m²×10点/m²=14点

- ② 「○○を設置する工事」とあるものについては、原則として更新する場合があります。